

令和3年度 第4回 四国中央市農業委員会

総会議事録

四国中央市農業委員会

令和3年度第4回農業委員会総会日程表

日 時 令和3年7月5日（月） 午後1時30分～
場 所 J Aうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高 橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第7 議案第5号 非農地判断について
日程第8 諮問第1号 法定外公共財産（道）の用途廃止について

出席委員（18名）

2 尾 藤 元 一	3 高 橋 忠 明	4 横 尾 昇	5 押条和司朗
6 中 泉 敏 則	7 鈴 木 修 三	8 篠 原 京 子	9 星 川 俊 夫
10 高 橋 博	11 坂 上 宏	12 眞 鍋 晴 豊	13 鈴 木 博 美
14 高 橋 藤 信	15 鈴 木 和 治	16 鈴 木 秀 幸	17 寺 尾 悟 志
18 則 友 祝 幸	19 石 川 武 将		

出席農地利用最適化推進委員（24名）

2 石 川 茂	3 薦 田 悦 男	4 森 川 雅 之	5 石 川 俊 治
6 佐 藤 保 之	7 宇 高 勉	8 鎌 倉 静 夫	9 尾 崎 之 隆
10 喜 井 仁 志	11 村 上 紘 一	12 三 宅 恒 久	13 紀 井 正 明
14 受 川 清 男	15 河 村 一 碩	16 合 田 篤 夫	17 鈴 木 一 郎

18 眞鍋聖二

19 川上雅司

20 渡辺昇

21 越智寧

22 村上佳清

23 近藤良啓

24 高橋祥志

25 鈴木敏也

欠席委員（1名）

1 大西嘉一郎

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

1 脇純樹

出席した職員

事務局長 篠原敬三

係長 船場敦司

係長 武村美保

係長 三村真都華

主査 金子愛弓

第4回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年7月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1 番 大西嘉一郎 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1 番 脇 純 樹 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

16 番 鈴木 秀幸 委員

17 番 寺尾 悟志 委員

を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議 長 報告を求めます。三村 係長

三 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和3年5月24日解約。

番号2の案件については、令和3年5月21日解約。

以上、2件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、について質疑ありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議長 続まして2番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は1件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は現在、両親と山間部に同居していますが、子供の通学に支障があるため、申請人が所有する申請地に、自己住宅を建築するものです。1,426㎡の内352㎡については、土地利用計画図に敷地分割線も明示されています。申請地は、狹隘で周辺の土地と高低差があり、耕作するには適地ではないため、転用することは、やむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員の方で、補足説明があれば、よろしく
お願いします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」に
ついて、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とす
ることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す
る意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。船場 係長

船 場 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す
る意見について」説明いたします。

申請件数は14件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」
「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は現在、市営住宅に居住していますが、手狭
になり、駐車場にも苦慮しているため、申請地を譲り受けての一般個人住
宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転
用することは、やむを得ないと思われれます。

番号2と3の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。

受人は建設業及び太陽光発電事業を営む法人であり、日当たりが良く、太

陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、狭隘で周辺の土地と高低差があり、耕作するには適地ではないため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号4と5の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は舗装工事業等を営む法人ですが、現在、受け入れを行っている外国人技能実習生が居住するための賃貸共同住宅の老朽化が著しく、また、社員用の駐車場も不足していることから、今回、社屋に隣接している申請地を譲り受けての外国人技能実習生及び障がい者寮の建設、並びに、駐車場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号6と7の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は建設業及び宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、小集団の農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号9の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号10の案件について、受人は現在、賃貸住宅に家族で居住していますが、子供の成長に伴い、手狭になったため、現在の居住地から近い申請地

を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号11の案件について、受人は現在、市営住宅に居住しており、申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。現在、別の市営住宅に居住している渡人である母親とも同居予定で、収納スペースの不足が考えられるため、物置の設置も予定しています。申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号12の案件について、受人は土木工事業を営む法人ですが、業務拡大により、車両置場と資材置場が不足しているため、申請地を借り受けての車両置場及び資材置場建設で、申請地は、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することは、問題ないと思われます。

番号13の案件について、受人は、現在、申請地周辺地域での住宅建築の需要が高まっていることから、住環境の整った申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号14の案件について、受人は現在、賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街地化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号15の案件について、受人は運送業を営む法人ですが、業務拡大により、駐車場が不足しているため、申請地を借り受けての露天駐車場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。なお、既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号16の案件について、受人は製紙業を営む法人ですが、従業員の駐車

場が不足しているため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することは、問題ないと思われます。

番号17の案件について、受人は、地域住民の需要も見込まれることから、住環境が整っており、交通アクセスも良好な申請地を借り受けての美容室店舗建築で、申請地は、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することは、問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番と3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番と5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番と7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 9番

委員 特に異議ありません。

議長 10番

委員 特に異議ありません。

議 長 1 1 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 1 2 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 1 3 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 1 4 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 1 5 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 1 6 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 1 7 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、15年間の使用貸借です。

番号3の案件については、11ヵ月間の使用貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5の案件については、4年間の使用貸借です。

番号6の案件については、1年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の賃貸借です。

番号8の案件については、1年間の使用貸借です。

番号9の案件については再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号9番については再設定があります。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 特に異議ありません。

議 長 3番

委 員 特に異議ありません。

議 長 4番

委 員 4番、5番特に異議ありません。

議 長 6番

委 員 特に異議ありません。

議 長 7 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 8 番

委 員 特に異議ありません。

議 長 番号 9 番の再設定について質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第 7、議案第 5 号、「非農地判断について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、議案第 5 号、「非農地判断について」説明いたします。

非農地判断につきましては、令和 3 年 4 月 1 日付けの「非農地判断の徹底について」の通知より、利用状況調査を実施し、耕作不適などにより、耕作に供していないと確認できた場合には、「非農地」と判断することが可能となっています。

番号 1 の案件については、申請者より、「非農地通知申出書」が提出され、6 月 21 日、地元農業委員とともに現地確認を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 去る、6月21日、農業委員、事務局職員で現地確認を行いました。申出地は、10㎡という細長く狭隘な農地で、耕作するには不適であり、今後、農地として残す必要もなく、現に耕作に供していないため、「非農地」と判断することに問題はないと思われます。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「非農地判断について」、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり「非農地」と判断することに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止について」、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件については、先程説明しました、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号6番と7番の「建売住宅」の関連案件です。隣接地に建売住宅を建設するにあたり、現在の「道」の用途を廃止し、払い下げ後、一体利用するための用途廃止申請です。申請地は、6番と7番の間に存する道ですが、この農地周辺を囲むように、市道が整備さ

れており、代替道としての役目を果たしています。

また、地元土地改良区の意見書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第4回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間（14：05）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 隆

委 員 ⑩ 鈴木 秀 幸

委 員 ⑪ 寺 尾 悟 志